

福島県商工会等職員資格試験 受験資格の改正について

【職員資格試験受験資格改正 新旧対照表】 ※赤字部分が変更点

新	旧
<p>福島県商工会等職員資格試験実施要綱 第5条に規定する、次の①～④全てに該当する者。</p> <p>①高等学校卒業程度以上の学力を有する者。</p> <p>②令和5年4月28日現在における年齢が<u>満39歳以下</u>である者。</p> <p>※長期勤続によるキャリア形成を図るため、年齢制限を設けています。(雇用対策法施行規則に定める例外事由3号イ)</p> <p>③以下のいずれかの簿記検定試験3級以上の資格を有する者、若しくは採用後2年以内に取得が見込まれる者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本商工会議所と各地方商工会議所との共催による記検定試験（日商簿記） ・全国商工会連合会と県連合会との共催による簿記検定試験 ・全国商業高等学校協会主催による簿記検定試験（全商簿記） ・上記同等以上と認められる簿記検定試験 <p>④<u>本資格試験の受験回数が通算して3回を超えない者。ただし、職員資格の失効（有効期間2年経過）に伴う再受験者については、合格時の受験を通算の受験回数に算入しない。</u></p>	<p>福島県商工会等職員資格試験実施要綱 第5条に規定する、次の①～③全てに該当する者。</p> <p>①高等学校卒業程度以上の学力を有する者。</p> <p>②令和5年4月28日現在における年齢が満45歳未満である者。</p> <p>※長期勤続によるキャリア形成を図るため、年齢制限を設けています。(雇用対策法施行規則に定める例外事由3号イ)</p> <p>③以下のいずれかの簿記検定試験3級以上の資格を有する者、若しくは採用後2年以内に取得が見込まれる者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本商工会議所と各地方商工会議所との共催による記検定試験（日商簿記） ・全国商工会連合会と県連合会との共催による簿記検定試験 ・全国商業高等学校協会主催による簿記検定試験（全商簿記） ・上記同等以上と認められる簿記検定試験